

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### ☞ 相続放棄した者が受け取った保険金

Q: 先日、亡くなった私の父は、財産よりも借金の方が多いので、相続人である私は相続放棄の手続きをしようと思います。

しかし、生命保険金は受け取りました。相続税はどうなるのでしょうか。

A: あなたの相続税の対象となる財産は生命保険だけとなります。

#### 【解説】

相続の放棄を行うためには、相続の開始を知った日から3カ月以内に家庭裁判所に相続の放棄の申述しなければなりません。

そうすると、その相続についてははじめから相続人とならなかったものとみなされます。

しかし、生命保険金については、相続財産ではないので、相続人でなくても受け取ることができます。

相続税法上は、生命保険金を相続財産と「みなして」いるだけで、本来の財産ではありません。

つまり、相続を放棄した人が生命保険金を受け取った場合には、相続人以外の方が遺贈により取得したものとみなされます。

ご質問の場合には、相続税の対象となる財産は生命保険金だけとなります。

ただし、遺贈により取得したとみなされるため、生命保険金の非課税金額の適用はありません。

受け取った生命保険金の金額が遺産に係る基礎控除を超える場合に、その超える金額に対して相続税が課税されることになります。

